

令和2年第4回上毛町議会定例会会議録 (4日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

令和2年12月11日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 高西正人 2番 友岡みどり 3番 岩花寛之 4番 田中唯登志
5番 廣崎誠治 6番 宮本理一郎 7番 峯 新一 8番 三田敏和
9番 安元慶彦 10番 茂呂孝志 11番 荒牧弘敏 12番 宮崎昌宗

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 岡崎 浩・ 教育長 道免 隆・ 会計管理者 佐矢野 靖
総務課長 永野英憲・ 企画情報課長 堀 綾一・ 開発交流推進課長 熊谷豊司
税務課長 堀田京介・ 住民課長 垂水勇治・ 長寿福祉課長 垂水英治
子ども未来課長 園田秀秋・ 産業振興課長 円入忠義・ 建設課長 尾崎幸光
教務課長 村上英之・ 総務課主幹 宮吉保男

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 堀 三好
議会事務局 宮野英治

○議事日程

令和2年第4回上毛町議会定例会議事日程

令和2年12月11日 午前10時00分 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 議案第64号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 3 議案第65号 上毛町営住宅条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第66号 上毛町重度障害者医療の支給に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第67号 令和2年度上毛町一般会計補正予算（第9号）

日程第 6 議案第68号 吉富町外1町環境衛生事務組合理約の変更について

日程第 7 議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について

日程第 8 議会広報特別委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について

○ 会 議 の 経 過 （ 4 日 目 ）

開議 午前10時00分

○議長（宮崎昌宗君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。

傍聴席の皆様もお願いいたします。

一礼して御着席願います。礼。

ただいまの出席議員は全員です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に運営資料を配付しておりますので、御確認ください。

○議長（宮崎昌宗君）日程第1、諸般の報告を行います。

本日の会議では、11月30日の本会議で各常任委員会に審査を付託した議案について、各委員長に審査状況の報告をお願いいたします。委員長の報告が終了した後、報告に対する質疑を行い、各委員長の審査状況の報告終了後、討論、採決を行います。

なお、各委員長の報告は委員会付託案件をまとめて報告いただきますので、配付した議事日程とは異なりますが、御了解ください。

各委員会の審査結果は、審査結果報告書として議長宛てに提出されておりますので、運営資料の中に写しを添付しております。各委員長の審査状況の報告終了後の討論、採決は日程の順に従って行いますので、御了解ください。

地方自治法第121条の規定に基づく説明員としては、初日に配付した名簿に記載された各氏の出席を認め、会議に出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）これより、各常任委員会委員長から委員会に付託した案件の審査状況の報告を受けます。

○議長（宮崎昌宗君）日程第3、議案第65号、日程第4、議案第66号、日程第6、議案第68号、以上3件を議題とします。

文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

岩花委員長。

○文教厚生常任委員長（岩花寛之君）皆さん、おはようございます。文教厚生常任委員会の岩花です。文教厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会は12月9日、議会中小会議室において、文教厚生常任委員会6名と町長以下執行部の出席をもって、午前8時53分開会、9時23分に閉会されました。

当委員会に付託された案件は、町長から提出された条例改正2件、その他1件の計3案件です。当委員会に付託された案件の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第41条の規定に基づき報告をいたします。なお、質疑については多岐にわたっているため、主要な質疑のみ報告させていただきます。

議案第65号 上毛町営住宅条例の一部を改正する条例について、最初に住民課長に説明を求めました。現行の第17条2項に規定している家賃の延滞金の計算方法を、上毛町諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例に倣うこととする改正であり、現行では、入居者は、指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に指定納付期限の翌日から納付の日まで、期間の日数に応じ年14.6%、指定期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%の割合を乗じて計算した金額に相当する遅延金額を加算して納付しなければならないとなっております。その文言を、納付しないときは、上毛町諸収入金督促手数料及び遅延金徴収並びに滞納処分執行条例の定めるところにより計算した金額に相当する遅延金額というふうに改正する案です。

質疑あり。質疑。現実こうした処置を講じなければならない件数はどの程度あるか。答弁。令和元年度の収納率は94.55%となっている。つまり滞納率は5.45%。

質疑。立ち退きなどの処分を行うことは考えていないのか。答弁。夜間の訪問徴収などを行っているが、実際に徴収できた実績は今のところない。しかしながら、担当者は家賃納付に今後も努めていきたいというふうな答弁がありました。

討論なし。採決の結果、全会一致での可決となりました。

続いて、議案第66号 上毛町重度障害者医療の支給に関する条例の一部を改正する条例について、最初に長寿福祉課長に説明を求めました。福岡県重度障害者医療費支給制度が令和3年4月1日より変更されることに伴う改正であり、改正に至る経緯は、公費医療、子ども医療費、重度障害者医療、ひとり親家庭医療費の三つがあるが、そのうち子ども医療の支給対象の上限が、従前の小学6年生から中学3年生まで拡充することにより生じるものであります。上毛町の支給対象は県の拡充後の制度よりさ

らに充実しており、本町の子ども医療の改正は必要ありませんが、重度障害者の所得制限の部分、自己負担などの枠組みの変更を県が行ったため変更するものであります。なお、本町の対象者には直接の影響はないとのことでした。

質疑あり。質疑。上毛町の負担減はどのくらいの試算になるか。答弁。県の試算としては、子ども医療費として約100万円の負担減となる。

討論なし。採決の結果、全会一致での可決となりました。

次に、議案第68号 吉富町外1町環境衛生事務組合理約の変更について、最初に住民課長に説明を求めました。経費の計算方法を変更することに伴う規約変更との説明がありました。内容としては、組合の算出方法は、現行では平等割が2割、人口割が8割になっていますが、吉富町は下水道で処理する住民がいることから、人口割ではなく、搬入割8割に変更するものです。施行日は令和3年4月1日、搬入割については、当該年度の前々年度のし尿処理及び浄化槽汚泥の搬入量を基礎として算出するものです。

質疑あり。質疑。改正後、本町の経費負担の変動は。答弁。350万円ほどの増加となる。現在の搬入量比は、吉富町38.5%、上毛町61.5%で差が大き過ぎるため、し尿については搬入量に見合った金額にするもの。吉富町からは以前から搬入割合を変えてもらいたい旨の要望があり、今回合意に至ったものであります。

討論なし。採決の結果、全会一致での可決となりました。

その他案件はありません。以上で報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）委員長の報告が終わりました。これから、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）日程第2、議案第64号、以上1件を議題とします。

総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

三田委員長。

○総務産業建設常任委員長（三田敏和君）皆さん、おはようございます。総務産業建設常任委員会から報告をいたします。

当委員会は12月9日、議会中小会議室において、総務産業建設常任委員会6名と

町長以下執行部の出席をもって、午前9時34分開会、9時46分閉会されました。

当委員会に付託された案件は、町長から提出された条例案1件です。当委員会に付託された案件の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第41条の規定に基づき報告をいたします。

議案第64号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、最初に、税務課長に説明を求めました。今回の改正ですが、個人所得課税の見直しを踏まえた軽減判定基準の見直しを行っている。これについては、平成30年度税制改正において、所得格差の是正と働き方の違いなどによる税制上の取扱いの差をなくすことを目的に基礎控除が10万円引き上げられ、給与所得控除と公的年金控除が一律10万円引き下げられ、令和3年1月1日から適用されることになっている。

平成30年6月議会でも説明したが、この改正により、所得が10万円増になっても、所得金額を活用している社会保障制度等の給付や負担水準に不利益が生じないよう適切な処置を講じなければならないとされている。今回その一環として、国民健康保険税における軽減判定基準の見直しを行っている。基礎控除額を33万円から43万円と10万円引き上げ、給与所得者等の人数による調整を行うことにより不利益とならない措置を講じている。

例えば100万円の企業収入の方が、所得控除65万円が差し引かれた金額35万円を所得として認定されていたものが、給与所得控除の見直しにより55万円を差し引かれた金額、45万円が所得となり、同じ収入でも10万円所得が上がる。年金所得者についても同様に10万円所得が上がります。これに対応するため、軽減判定所得の基礎控除額を10万円増額し、2人目以降の給与所得者等については、10万円に2人目以降の人数を加算した額を軽減判定所得として取扱い、不利益にならない措置を講じています。ただし、給与所得者、年金所得者が一人もない世帯については、基礎控除の10万円の軽減基準幅が拡大されることになるとの説明でした。

質疑。基本的に、軽減判定の控除額が65万円から55万円になったということになれば増税ということになるのか。それを救済するために、プラス10万円の基礎控除額を引き上げたことになるのか。答弁。所得税、住民税等の計算、国民健康保険税等の計算については既に地方税法が変わっていて、今の計算からすると、給与所得者と年金所得者については10万円所得が上がるような計算になりますが、両方とも基礎控除、所得税にすれば、今まで38万円だったものが48万円に上がる。国民健康

保険税についてもそういう対応を取られている。ただし、今回の軽減判定基準については各市町村が条例化する必要があるため、それについても、今まで受けられている人が受けられるような形の調整が今回の条例改正で行っていると。軽減判定基準が前の部分と同じようになるような見直しが行われているとの答弁でした。

質疑。一つの世帯の中に給与所得者の分が国保税に反映されてきたのか。答弁。加入者の中の給与所得になるので、一般的に、軽減判定の場合は加入者及び世帯主という形になるので、その中に給与取得者等が今回いけば、そういう調整が取られるという形で、国保加入者にも所得加入者がおられるので、それと擬制世帯主という形で、世帯主は社会保険ですが加入者、世帯員が加入している場合は擬制世帯主という形で、軽減判定については擬制世帯主まで所得を見るという形で、所得割には反映されていませんが、軽減判定には世帯で見るといふ形になるとの答弁でした。

討論。討論なし。

採決。議案第64号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、当委員会は、全会一致で可決することに決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）委員長の報告が終わりました。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）日程第5、議案第67号、以上1件を議題とします。

予算決算常任委員会委員長の報告を求めます。

峯委員長。

○予算決算常任委員長（峯 新一君）それでは、予算決算常任委員会の報告を申し上げます。

本定例会で当委員会に付託されました案件は、議案第67号 令和2年度上毛町一般会計補正予算（第9号）の1件であります。当委員会は、12月9日に委員会を開催し、付託された議案の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので報告申し上げます。

議案第67号 令和2年度上毛町一般会計補正予算（第9号）について、最初に総

務課長より総括説明を受け、詳細については各課長より説明を受けました。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,489万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億8,991万4,000円とする補正の審査が行われました。また、多くの質疑を皆様方よりいただき、誠にありがとうございました。

その中で、当委員会では、慎重に審査し、採決の結果、賛成多数で可決することに決しました。

以上で当委員会の報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）委員長の報告が終わりました。これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）これから、委員会付託案件の討論、採決を行います。

日程第2、議案第64号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。反対討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第64号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第3、議案第65号 上毛町営住宅条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第65号 上毛町営住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第4、議案第66号 上毛町重度障害者医療の支給に関する条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第66号 上毛町重度障害者医療の支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第5、議案第67号 令和2年度上毛町一般会計補正予算（第9号）、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

安元議員。

○9番（安元慶彦君）私は、議案第67号について、反対の立場から討論をいたします。

この議案は、今期定例会初日に採決された条例改正に伴う予算が計上されています。人事院勧告による条例改正であります。御承知のように人事院勧告は、国家公務員一般職の給与と民間の職員との格差を是正するための措置であります。今回の場合は、給料の格差はほとんどないことから給料の勧告はしておりませんが、期末手当について0.05か月分、公務員のほうが高いので、これを下げるように勧告をしているものです。

我々、議会議員には関係のないことでございます。我々の報酬等を改正する場合には、報酬審議会に諮問して、そこで審議されて答申に出るものです。コロナの風に流されたのか、大した内容の吟味もしないまま原案可決されたことは、上毛町議会の将来に大きな禍根を残す結果となりました。理不尽なことであります。議員の真価を問われるものであります。

予算の内容について若干申し上げますと、赤ちゃん祝い金やスマート農業の推進補助金等計上されており、大いに賛成であります。私は木を見て森を見ないものではありませんので、今回の場合は賛意を示すことはできません。これが私の政治スタンスです。

以上を申し上げて、反対の討論といたします。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）私は、本案に賛成の立場より討論をいたします。

住民生活の安定とコロナウイルス感染症の危機的状況に対する安全・安心を何らかの形で保障し、他の自治体に先んじた安全・安心、予防的措置としてのイオニアカード、あるいは学校、行政、議会も含めてのデジタル化、あるいは農業振興等、ウイズコロナに即した行政の具体的措置に対する予算は十分理解できるところでございます。

よって、この補正予算に賛成するものでございます。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに討論ありませんか。

岩花議員。

○3番（岩花寛之君）私も、議案第67号には賛成の立場から討論させていただきます。

先ほど安元議員がおっしゃられたように、11月30日に議決したものに対して補正予算が組まれておるといふふうなところで、実は私も、議案第61号、62号には賛成しましたが、63号、職員さんの給与に関する条例の一部に関しては反対をさせ

ていただきました。

ただ、私は反対しましたが、この議決としては賛成になっているわけであり
ます。議会の議決を経たものに対して、その後、関連するものですが、そちら
まで反対するというのは議会の議決を軽視するものだというふうに私は判断しまして、
この67号には賛成の立場で討論したいと思います。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、議案第67号を反対の立場から討論いたします。

反対の理由の第一が、マイナンバーカードシステムはまだ十分なセキュリティーが
確立しておらず、情報漏れのリスクが高いこと。2点目に、戸籍附票システム改修業
務委託料282万7,000円の中に、一部、町の一般財源が充当されています。この
業務は国の委託業務なので、本来であれば100%国が負担すべきであるということ
を申し上げて、この議案に反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、議案第67号 令和2年度上毛町一般会
計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第6、議案第68号 吉富町外1町環境衛生事務組合規約の
変更について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第68号 吉富町外1町環境衛生事務組合規約の変更については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第7、議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査としたい旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第8、議会広報特別委員会の閉会中の継続審査・調査の申出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、議会広報特別委員会委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査としたい旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉

会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

○議長（宮崎昌宗君）以上で本日の日程は全て終了しました。

これで会議を閉じます。

令和2年第4回上毛町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時26分

○上記、会議の経過を記録して、事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年 月 日

上毛町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員